

各都道府県介護保険担当課（室）

各保険者介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体 御中

← 厚生労働省 老健局老人保健課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

平成21年4月改定関係Q&A（Vol.1）について

計50枚（本紙を除く）

Vol.69

平成21年3月23日

厚生労働省老健局計画課・振興課・老人保健課

【 今般通知する内容については、平成21年4月1日からの適用となりますので、貴関係機関等に速やかに送信いただきますよう、よろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111（内線 3949）
FAX：03-3595-4010

平成21年4月改定関係Q & A

(V o l . 1)

- ※ 本Q & Aは、平成21年4月改定について、これまで質問があった事項を中心にまとめたものです。
- ※ なお、指導監督業務等の標準化のために、既出のQ & Aの整理の必要性が指摘されていることから、今回は訪問介護と通所介護について、過去のQ & Aとの間の整理を行っております。他のサービスについても、今後、順次整理を行う予定でございますので、ご留意をお願いいたします。

【小規模多機能型居宅介護】

(問 1 2 5) 事業開始時支援加算において事業開始年数の要件に該当しているが、月途中に登録定員数に対する利用者数の割合が8割を超え、月末時点で8割未満になった場合、当加算を算定することができるか。

(答)

月末時点において、登録定員数に対する利用者数の割合が8割未満であれば算定することができる。

(問 1 2 6) 看護師資格を有する管理者については、看護職員配置加算の要件である常勤かつ専従を満たすこととして、加算を算定することは可能か。

(答)

指定基準等においては、看護職員の配置は常勤要件とはされていない。一方、看護職員配置加算は、利用者ニーズへの対応を図るため、常勤かつ専従を要件として創設されたものであることから、お尋ねのような場合についての加算の算定は認められない。

(問 1 2 7) サービス提供が過小である場合の減算の取扱いについて、電話による見守りをサービス提供回数に含めることは可能か。

(答)

利用者宅を訪問して見守りの意味で声かけ等を行った場合は、サービス提供回数に含めることは可能であるが、電話による見守りはサービス提供回数

に含めることはできない。